奈 財 財 第384号 平成17年10月31日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様

同 中嶋 肇様

同 池 田 慎 久 様

同 船 越 義 治 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について (通知)

平成17年3月28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成16年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

1. 救急医療施設·設備整備費補助金(衛生課)

【監査結果の要旨】

- ① 補助事業者等が設備投資を行った日から 1 箇月以内に実績報告書を 提出する必要があるが、それには設備投資の収支決算書が必要であるの に入手できていない。実績報告書に合わせて提出させることができなけ れば、決算作業が終了する頃に、事後的に補助対象病院の決算報告書を 入手し、補助対象となった資産が決算報告書に計上されていることを確 認する必要がある。
- ② 交付申請時において、補助対象病院の財政状況の把握に必要な前年度決算書が入手できていなかった。また、新規設備投資の場合、耐用年数まで利用させるという観点から、事業計画書には、新規設備投資の利用予定年数を記載させる必要がある。

【措置の内容】

- ① 指摘のあった設備投資の収支決算書及び補助対象病院の決算報告書を提出させ、補助対象設備が計上されていたことを確認するとともに、 事後であっても必要書類の確認を行うよう改めた。
- ② 補助対象病院の前年度決算書を提出させ、補助先の決算状況が適正であることを確認した。また事業計画書には補助対象機器の利用予定年数を記載させた。今後必要書類を提出させるとともにその内容を精査するよう改めた。
- 2. 奈良市同和対策活動事業補助金(人権·同和施策課)

- ① 部落解放第 16 回奈良市研究集会において、資料代が補助対象経費となっているが、これは参加者から資料代を徴収している経費であるので、補助対象外経費とすべきであった。
- ② 当該団体の申告相談受付を奈良県部落解放同盟企業連合会へ委託しているものの、解放新聞奈良支局が差し出し人となった領収書しか保管

されていなかった。委託先とは同じ組織ということであるが、実際に業務を行っている団体名で領収書を入手すべきである。

また、資料代として支払われている領収書に印紙が添付されていなかった。担当課から十分な指導を行うべきである。

【措置の内容】

- ① 当該団体に対して、補助対象経費と補助対象外経費の区別を厳格に行 うよう指導しており、平成 16 年度の精算において是正させた。 なお、 「部落解放奈良市研究集会」については、平成 16 年度より事業委託し ているため、当該団体の補助金申請対象事業から除外されている。
- ② 監査指摘後、当該団体に対して是正指導を行った結果、平成16年度 においては、当該税務相談の委託先である、奈良県部落解放同盟企業連 合会より、印紙貼付済領収書を徴収した。
- 3. 女性団体運営補助金(男女共同参画課)

【監査結果の要旨】

- ① 事業費に会員の福利厚生的な費用が含まれており、補助金の目的から して補助対象とすべきでない項目で、除外すべきである。
- ② 会計証憑として提出された領収書にメンバー(会長、会計担当者等)が自分で作成しているものが数多く含まれていた。外部証憑たる領収書を入手して精算すべきである。

【措置の内容】

- ① 補助対象事業経費を確認し、対象外となる経費については、決算時に 補助対象外経費として明示、除外するよう指導。平成 16 年度分につい ては、再度精査をやり直し、対象外となる経費を除外した。
- ② 以前から領収書の添付は基本原則であったが、団体規模が小さいこと もあり役員個人宅において実費で立て替えたケースや活動上において 交通機関を利用した等でやむをえず支払先からの領収書入手出来ない ケースについては、代表者による支払い明細証明を添付するよう指導し、 精算を行った。

4. 奈良市社会福祉協議会補助金(福祉総務課)

【監査結果の要旨】

- ① 市補助金関係部分を抜粋した収支決算書を入手しているが、収支決算書の適正性の判断等を行うにあたり不十分であり、補助対象事業である法人運営事業全体が記載された収支決算書を入手すべきである。その上で、補助金割合の推移等の分析により補助の必要性、公平性等を見直すことが必要である。
- ② 社会福祉協議会には、福祉総務課のほかに、障がい福祉、高齢福祉など異なる課が補助金を支出している。各課は自課に関係する事業のみを検証しているだけであるので、福祉総務課が統括して社会福祉協議会の決算書を十分に検証する必要がある。
- ③ 音楽療法推進事業の音楽療法士に係る人件費は委託費として市から 社会福祉協議会に支給されているが、音楽療法士以外の庶務に係る人件 費は、法人運営事業の実支出額全額を補助金として支給している。

しかし、補助金の弾力的な運用を防ぐためにも、委託費として支払うべきである。

【措置の内容】

- ① 法人運営事業全体を記載した収支決算書を入手した。今後、全体の決算書により法人全般の支出科目を見た上で、補助を行う。
- ② 平成 16 年度収支決算書は全体のものを入手し、法人運営事業の補助 を行っている福祉総務課が法人全体の決算書の検証を行いました。今後、 このように対応をしてまいります。
- ③ 平成17年度から音楽療法事業に係る人件費は、すべて委託費とした。
- 5. 奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金 (障がい福祉課)

【監査結果の要旨】

① 補助金の額は補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の金額に決定されることになっている。しかし、平成15年度は191千円、平成14年度は1.961千円、基準額を超過していた。

これは、要綱に記載されている計算方法の解釈の相違によるものであり、また、いくつかの記載誤りを加味した結果、計算結果が異なっているという理由もある。よって、適切な措置を講じるべきであり、今後はより厳密に計算を行うべきである。

- ② 年3回に分けて交付手続を行っているが、「補助金等交付申請書」および「補助金の概算払理由書」の提出日付はすべて H15.4.1 となっており、実態に即した日付が記載されていない。
- ③ 収支決算書およびその他の添付書類に、多くの記載誤りが発見された。 資料を審査するということは補助事業者等の管理・監督を行うことであるということを認識し、記載内容のチェックを十分に行う必要がある。 さらに、収支決算書に、千円未満の端数が全く出ていなかった。証憑 書類は残っておらず、また口頭による取引も含まれているとの回答を得た。これらから、収支決算書は正確に作られているとは考えにくく、上記の記載誤りも含め不正に支出があったと疑われても仕方ない決算書となっている。

また、証憑書類の保管などは基本的な事項であり、障がい福祉課の指導が不十分であることは明らかである。また、規則等で帳簿整備がうたわれている以上、管理運営責任者の遵守事項に違反するような団体に対しては、管理監督を十分に行う必要がある。

- ④ 補助対象団体になる「市長の承認」を受けるための基準の審査ポイントなどは決裁書に明確になっていない。補助対象となった後は、運営面も考慮にいれた補助金の審査基準やマニュアルなどを定めて補助の継続を検討すべきである。
- ⑤ 「市長が別に定める福祉作業所」については通常月額通所者 1 人当 たり 5,000 円が補助基準額となるところ、同 8,000 円になるとしている。 しかし、それらを区分する明確な基準が存在しないため、基準を含めて 加算金の見直しを行うべきである。

【措置の内容】

- ① 平成17年4月1日付けで補助金交付要綱の改正を行い、「補助基準額の合計と実支出額の合計とを比較していずれか少ない方の額」という表記にして、対処しました。
- ② 平成 16 年度補助金交付申請から、補助金交付申請書及び補助金の概算払い等理由書については、実際の提出日が記載されています。
- ③ 平成14年度及び平成15年度の収支決算書等の記載誤りについては、 訂正させるとともに、補助金に影響が出ないことを確認した。

平成17年度については4月から5月にかけて全作業所に対して訪問調査を実施し、年間2回程度作業所運営会議を開催するとともに、今後は年2~3回の訪問調査及び運営会議を計画し、事務処理能力の向上及び管理・監督に努める。

また、複数職員による提出書類の精査を行うことで、記載誤り等が必ずチェックできる体制にした。

- ④ 社会福祉法人化した作業所に対しては運営を認めないこととし、設置 基準に満たない作業所についても補助対象からはずすとともに、作業所 の新設については、経営の安定化のため、法人格を条件とする事等検討 する。
- ⑤ 平成17年4月1日に奈良市障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱を改正し、別表(第4条関係)1基礎経費(2)人件費以外の経費の中で(市長が別に定める福祉作業所にあっては8,000円)の部分を削除し、加算の見直しを実施した。
- 6. 複数補助金等についての手続き上の不備(障がい福祉課)

- ① 補助対象事業等が終了した段階で、その実績報告を受けず、補助金交付確定手続も行っていない。
- ② 「補助金等交付決定通知書」の「支払予定日」欄が空欄のまま、通知書が発行されている。
- ③ 「補助金の概算(または前金)払理由書」を入手しているが、「支払いの時期」欄が空欄のままとなっているものがある。
- ④ 「補助金の概算(または前金)払理由書」の日付が「支出負担行為伺

書」の決裁日よりも遅く、補助金等の前払い申請がなされていないにも かかわらず、支払いが承認されている。

- ⑤ 「補助金等交付決定通知書」の決裁日が、「支出負担行為伺書」の決裁日よりも遅く、交付決定されていないにもかかわらず、支払いが承認されている。
- ⑥ 補助金等交付確定手続として「補助金等交付確定通知書」を発行する が、決裁日付ではなく起案日付で通知している。
- ⑦ 「補助金等交付申請書」に、「事業計画書」や「収支予算書」が添付 されていない。

【措置の内容】

法令等を遵守し、事務に遺漏のないよう務めます。個別の対応について は以下のとおりです。

- ① 実績報告の提出を求め、確定手続きを行いました。
- ② 「支払予定日」を記載しました。
- ③ 「支払の時期」を確認し、記載しました。
- ④ 「補助金の概算(または前金)払理由書」の日付の錯誤につき、日付を訂正させました。
- ⑤ 「補助金等交付決定通知書」の決裁日の誤りにつき、決裁日を訂正しました。
- ⑥ 決裁日付の誤りにつき、決裁日付を訂正しました。
- ⑦ 「事業計画書」及び「収支予算書」の提出を求め、添付しました。

7. 奈良市解放保育研究会運営補助金(保育課)

- ① 各専門部会に対して、経費の前渡しを行わず、必要に応じて解放保育研究会が物品等を購入し支給するという方法に変更すべきである。
- ② 各専門部会において、独自に講師を招き講義費用を支払っているが、 一回当たりの単価に格差があるため、所定の単価をきめておき支給を行 うべきである。

【措置の内容】

- ① 指摘事項に基づき、解放保育研究会に対し、必要な物品は研究会において事前購入を行い、各専門部会に支給するよう指導しております。
- ② 指摘事項に基づき、解放保育研究会に対し、各専門部会の一回当たりの講師代を統一するよう指導しております。
- 8. 公衆浴場生活衛生同業者組合補助金(生活衛生課)

【監査結果の要旨】

① 奈良市浴場組合から実績報告時に決算書、事業報告書の提出を受けるのみで、内容の精査を十分に行っていなかった。当該事業は補助対象経費が明確に定められていないため、明確には紐付けできない部分もあるが、交際渉外費のうち一部の支出は、市の補助金の目的からして、経費として不適切である。

【措置の内容】

- ① 平成 16 年度から、補助対象経費を組合事業助成や活性化事業にかかる費用に限定し、実績報告時には決算明細書及び領収書の提示を求め、内容の精査を行っている。
- 9. 精神障害者小規模通所授產施設運営費補助金(保健予防課)

- ① 補助対象事業が完了したときは、資金収支決算内訳表と貸借対照表を 入手することが要求されているが、入手していなかった。翌年度の補助 を検討するためにも、事後的にでも補助対象法人の財務状況を十分に把 握しておくことが必要である。
- ② 収支決算書に記載誤りが発見された。基本的な記載事項であるため必ず記載しておく必要がある。資料を審査するということは補助事業者等の管理・監督を行うことであるということを認識し、記載内容のチェックを十分に行う必要がある。

【措置の内容】

- ① 資金収支決算内訳表と貸借対照表については、指摘後速やかに入手した。今後は、奈良市補助金等交付規則の定める期間内に必要書類の提出を求めていくが、その間に総会が開催されないなど、やむを得ないと認められる理由のある場合はその理由がすんだ後速やかにその提出を求めることとする。
- ② 指摘のあった年度の補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書 の添付書類については再チェックを行い誤記の修正を行った。今後は、 資料の審査は補助事業者等の管理・監督を行うことであるという認識を もって記載内容等を十分にチェックしていく。
- 10. 原爆被害者の会奈良支部運営補助金・事業補助金(保健予防課)

【監査結果の要旨】

① 運営補助金として 80 千円、事業補助金として 80 千円の補助金を交付している。社会見学事業収支決算書に誤った内容が記載されていた。記念品代 196 千円のうち 90 千円が社会見学事業収支決算書に、残りの 106 千円が活動経費収支決算書に計上されていることが明らかとなったが、調査資料費に計上されている記念品代は補助金支出の目的に則しておらず、不適切な支出といわざるをえない。本来ならば、原爆被害者を特定させるための調査費用などに対して支出され、それに対して補助を行うべきである。よって、団体に対し適切な措置を講じるべきである。

【措置の内容】

- ① 目的外使用の疑義がある支払いについては、その内容を精査し、適切 な措置を団体に命じた。今後は補助対象事業を的確に把握した上で補助 金の支出を行う。
- 11. (社) 奈良市観光協会補助金(観光課)

【監査結果の要旨】

① 観光協会では専任職員が 7 名いるが、その職員人件費は奈良市補助

金負担分と協会負担分がある。3名については100%補助、4名については3分の2を補助を行うことになっている。しかし、平成15年度については超過勤務手当が混在するものの、職員人件費のうち1,219千円は補助対象外と考えられる。また、負担割合は予算策定時の協議事項と考えられるが、奈良市と観光協会の両者間で文書化しておく必要がある。

② 平成 15 年度だけで 2,840 千円の繰越が生じている。これは補助対象 事業ごとに精査していないことが主因と考えられる。

その原因の1つは、補助対象事業にかかる支出の予算と決算で2,126 千円の不用額が生じていることにある。今後、繰越金を必要以上に増や さないようにするために、まずは、補助対象となる事業の精査を十分に 行うことが必要である。そのうえ、基金での運用を検討する、補助金額 を決定する際に前期の繰越金額を考慮する、補助事業に対する補助率を 検討するなどの対策を検討すべきである。

【措置の内容】

- ① 平成18年度の補助金から人件費の補助金についての負担割合について文書化するよう検討する。
- ② 平成 18 年度から補助対象事業ごとに前期の繰越額を考慮し、補助事業に対する補助率を策定するなどの対策を検討する。
- 12. 奈良市退職者協議会補助金(商工労政課)

【監査結果の要旨】

① 旅費 30 千円、総会費 80 千円について領収書が保管されておらず、 渡切の経費である可能性が高い。また、対象となる事業費が定められて いないため、明確に定める必要がある。

【措置の内容】

① 監査指摘後、当該団体に対して会計証憑の保管を適切にされるよう指導した。平成16年度より保管や経理事務について、適切に処理されて

いる。また補助対象事業については、当該団体と協議調整し平成 16 年度より補助対象とする項目を明確に定めた。

13. 奈良県貸金業協会奈良支部事業補助金(商工労政課)

【監査結果の要旨】

① 予算書と決算書の数値が一致していた。そこで、決算書に係る証憑の 提出を求めたところ、提出されなかった。適切な支出かどうか疑問が残 る。なお、平成 16 年度以降補助金は支出されていない。

【措置の内容】

- ① 貸金業務にかかる相談・研修活動については、実働できる事業者が減少してきており奈良支部としての単独活動がしにくくなったため、今後は(社)奈良県貸金業協会とともに事業を実施するとのことにより、平成16年度の奈良県貸金業協会奈良支部事業補助金については、交付せず。また、平成17年度以降においては、同補助金を廃止した。
- 14. 原水爆禁止奈良市協議会補助金(商工労政課)

【監査結果の要旨】

① 補助対象となる事業費について会計証憑の提出を求めたところ、一部の領収書しか提出されなかった。適切な支出が行われているかどうか疑問である。

【措置の内容】

- ① 原水爆禁止奈良市協議会へ会計証憑の提出について再々求め、適切な 経理処理をするよう指導した。
- 15. まちづくり支援活動補助金(都市計画課)

【監査結果の要旨】

① 実績報告書の入手時期について、事業完了前に実績報告書が予定を含んで提出され、その時点で予定を別にしても補助対象限度額を上回る活動実績が認められたため、補助金を確定して交付した。しかし、補助金

交付規則第14条では、事業完了後に実績報告を提出することを規定しているため、事業完了後に実績報告を提出させるべきであった。

【措置の内容】

① 補助金等交付規則第14条に基づき事業完了後に実績報告書を提出させ、その後補助金を確定して交付する。